

ばく露低減措置:ばく露される程度を最小限度にする

環境·健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、①代替物等を使用する。②発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し稼働する。③作業の方法を改善する。④有効な呼吸用保護具を使用するなどの必要な措置を講ずることにより最小限度にする必要があります。

ばく露濃度の最小限度の基準はありませんが、下記のことなどから、労働者がばく露される程度を濃度基準値・ばく露限界値以下とし、さらに、ばく露低減に要する負担と健康障害の防止効果から検討した合理的に実現可能な程度にばく露濃度を低減する必要があります。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A

質問	回答
「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること」の最小限度の目安は?	ばく露濃度の最小限度の基準はありませんが、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、ばく露濃度を最小限に抑えていただくことが必要となります。なお、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露濃度を最小限に抑える方法などの方法もあり、各事業場に応じた自律的な管理をお願いします。

化学物質リスクアセスメント指針:リスク低減措置の検討及び実施

リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。

kes サポート

課題	k e s サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル(CREATE-SIMPLE 等)による推定 等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)による支援

株式会社 近畿エフサイエンス

本社·関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270 中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666